

## ○石垣市水道料金減免に関する要綱

平成21年7月7日

水道部告示第3号

改正 平成31年3月6日水道部告示第6号

令和2年10月19日水道部告示第5号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市水道事業給水条例(平成10年石垣市条例第4号。以下「給水条例」という。)第42条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、水道料金算定基礎となる使用水量の減免方法の基準について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下漏水 給水装置又は受水槽以下の装置が破損し、地表面又は工作物表面に現れにくい発見困難な漏水をいう。
- (2) 地上漏水 給水装置又は受水槽以下の装置が破損し、地表面又は工作物表面に現れやすい発見容易な漏水をいう。

### (減免適用範囲)

第3条 水道使用者等の善良なる管理にもかかわらずメーター下流において、発生した地下漏水が発見された場合に、速やかに水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)又は石垣市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)への連絡と適切な処置がなされている水道使用者等について適用する。

2 前項に定めるもののほか、管理者が認める漏水について適用する。

### (適用除外)

第4条 給水条例第43条に基づく検査結果で、不正又は不相当と指摘された施設に対し、管理者から改善指導したにもかかわらず、これを怠ったことに起因した漏水については減免しない。

2 水道使用者等が善良な管理の注意義務を怠ったことに起因して給水装置又は受水槽以下の装置が破損した場合、若しくは給水装置又は受水槽以下の装置の破損を放置したために生じた漏水については減免しない。また、次に掲げる場合についても減免しない。

- (1) 蛇口、水洗便所の洗浄装置の故障による漏水
- (2) 不正工事によるものの漏水
- (3) 温水器、瞬間湯沸器等の故障による漏水
- (4) 第2条第2号の地上漏水

- (5) 以前に減免の適用を受けた漏水の要因が管の老朽化によるものとして、市水道部又は指定工事業者よりその布設替の指導を受けながら、布設替がなされない間に起きた再度の漏水
- (6) 管理者に対し、水道使用者等が自己の理由で漏水減免の申し出をしない旨誓約した者
- (7) 水道使用者又は第三者の過失によると認められるもの
- (8) 給水装置の新設又は改善工事の施工後1年以内のもの
- (9) 同一箇所でも1年以内に漏水したもの
- (10) 漏水箇所の修繕又は改善工事が完了しないもの
- (11) 漏水修繕後6か月を経過した申請

(漏水の修繕)

第5条 漏水を発見したときは、早急に指定工事業者に修繕させなければならない。

(減免の手続)

第6条 第3条に規定する漏水に係る水量の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した上・下水道料金減免申請書(様式第1号)及び漏水修繕証明書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

2 下水道使用料徴収事務委任に関する協定書の委任事項第1条第2項の規定及び農村下水道使用料徴収事務の委任に関する協定書の委任事項第1条第2項の規定に基づき減免申請に対する取り扱い事務を併せて行うことができるものとする。

(減免の算定方法)

第7条 第3条に規定する漏水の水量減免算定方法は、次項のとおりとする。

2 漏水の減免水量は、次の算出方法による。

(漏水月の水量－前2検針月の使用水量の平均又は前年同期の使用水量)×(1/2)=減免水量

3 減免水量の計算に当たって端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 第2項に規定する減免水量は、500立方メートルを超えないものとする。

(減免対象とする期間)

第8条 減免対象とする期間は、漏水したと推定される時期(修繕が終了した日)の属する検針月又は前検針月のうち減免水量が最多となる一検針月の期間を対象とする。ただし、使用者数の変動などにより漏水の発見が遅れるなど真にやむを得ない事情の場合は、漏水修繕が終了した日の属する月を含めた前2か月の期間を減免対象とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年水道部告示第6号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年水道部告示第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

主管課長	課長補佐	主管係長	係員

上・下水道料金減免・免除申請書	
	年 月 日
石 垣 市 長	様
	※ 申 請 者
	住 所 _____
	氏 名 _____
	(署名又は記名押印)
	連絡先 _____
石垣市水道事業給水条例第42条・石垣市下水道条例第51条・石垣市農業集落排水処理施設の管理に関する条例第15条に基づいて減額・免除していただきたく、下記のとおり申請します。	
記	
1 水 栓 番 号	_____
	※
2 水栓所在地(設置場所)	石垣市 _____
	※
3 使 用 者 氏 名	_____
4 水 栓 用 途	一般家庭用 営業用 臨時用 官公署用 その他 _____
5 申 請 の 理 由	_____
6 減免を受ける調定年月	_____ 年 月 分 ~ _____ 年 月 分
7 下 水 道 の 有 無	有り _____ 無し _____
8 設備の確認番号・年月日	公 特 農 第 _____ 号 _____ 年 月 日
9 備 考	_____

注1 申請理由が漏水の場合は、「漏水修繕証明書」(別途)を添付してください。

注2 ※印の個所は、申請者(代理でも可能)が記入してください。



様式第2号(第6条関係)

漏水修繕証明書

石垣市長

様

※ 年 月 日

石垣市指定給水装置工事事業者

※ 住所

※ 氏名 印

次のとおり漏水修繕工事を完了したことを証明します。

水道使用者	※ 様	使用者 番号	
給水装置設置場所	※ 石垣市		
修繕完了日	※ 年 月 日	口径	mm
量水器指針	修繕完了時の指針 ※ m <sup>3</sup>	量水器 番号	
漏水場所			
修繕内容			
※ 確認事項	( ) 地下漏水、壁中漏水等発見することが困難な漏水であること。 ( ) 地上漏水、高架タンク、温水器、瞬間湯沸器等、発見が容易な場所であること。		

※ 確認事項欄については、該当する( )に○印を記入してください。

※ ※印の欄は必ず記入してください。記入がないと、証明書として認められない場合がありますので、注意してください。

様式第1号(第6条関係)

(令2水道部告示5・全改)

様式第2号(第6条関係)

(令2水道部告示5・全改)